

議案第 11 号

橋本市教育基金条例の一部を改正する条例について

橋本市教育基金条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和元年 9 月 2 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市教育基金条例の一部を改正する条例

橋本市教育基金条例(平成 18 年橋本市条例第 89 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中太線の部分である。

改正後		改正前	
基金名	目的	基金名	目的
略	略	略	略
図書館充実基金	略	図書館充実基金	略
堀畑光久ひかり基金	橋本市の児童・生徒の文化及びびスポーツ活動への支援に必要な費用	堀畑光久ひかり基金	野球場整備等青少年の健全育成に資する事業に必要な費用
安川忠治教育基金	略	安川忠治教育基金	略
略	略	略	略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。